（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九　法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　吸収合併消滅相互会社の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　略］

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［ハ～ヘ　略］

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二の十四　法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　略］

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［ハ～ト　略］

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第百一条の二の十七　法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　略］

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第百一条の二の九　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　同上］

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［ハ～ヘ　同上］

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二の十四　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　同上］

ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合　法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

［ハ～ト　同上］

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第百一条の二の十七　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの

［(1)・(2)　同上］